

令和7年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日（月） 開会 午後 1時57分

2. 開催場所 入間市市民活動センター 3階 活動室1

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 萩野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員（0人）

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第7号 宮寺・二本木地区地域計画案についての農業委員会の意見について

議案第8号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 熱 宇津木保男

齋藤 純 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長　　塙間 拓哉
主 幹　　河西 多郎

9. その他の出席者

農業振興課長　　小松 辰也
農業振興課主幹　　鳥海 靖弘
農業振興課主査　　酒井 大
農業振興課主任　　岸 秀人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は岩田推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、小澤正幸委員、2番、宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

5月19日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況を確認してまいりました。

またその際に、譲受人宅を訪問し、本人から取得後の管理について伺いました。

申請地は、案内図のとおり、県道所沢青梅線の北側、所沢市境に位置する農地で、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行い、茶栽培が行われている農地ですが、利用権設定の期限を迎えたため、農地所有者からの要望により申請者への所有権の移転を行うものです。

また申請地は、お茶が綺麗に刈込されており、適正に管理されておりました。また移転後も、引き続き茶園として利用することです。

譲受人は、地区内を中心に50アールほど農地を所有しており、それぞれの農地は適正に管理されています。

また譲受人は、トラクター2台、軽トラック等の農機具を所有しており、この度初めて茶園を取得するということで、新たに茶刈機を購入するということで、カタログ等も取り寄せました。

そのほか、お茶の管理につきましては、ご本人夫婦と近くにお住まいの息子さんの3人で行うとの事で、今後の耕作におきましても支障はないと思われます。

また、本日所用により欠席しております岩田推進委員からも、この案件については特に問題ないとの報告を頂いております。

よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、渡人の農地管理が困難となった事に伴い、受人へ譲渡すための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、10,467平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畠として利用されておりましたが、取得後も茶畠として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から5番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から5番を一括議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第1号の2番から5番について、一括してご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

5月19日に、豊泉推進委員とは別に申請地の状況確認、借受人から現地で聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、茶業研究所と圈央道の間にある農地です。

申請者は、農地所有適格法人の要件にて農地を借り受ける農業法人です。

申請地は全て野菜畠となっており、借受後も引き続き野菜畠として利用する予定です。

申請にあたり、経過理由書や営農計画書等で示された内容や、農機具所有状況などから法人として耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

5月23日に、中島委員とは別々に現地を確認しました。ただいま中島委員から説明があつたとおり、問題ないかと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番から5番は、養鶏業を営んでいるが、新たに農業経営を行うべく申請するための農地の使用貸借権の設定を行うものです。

農地法第3条の許可検討事項について説明します。

はじめに法人が、農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件を満たす法人をいいます。

許可にあたり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、5項目あります。

1項目は、法人形態要件です。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。受人の法人形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしています。

2項目は、事業要件です。受人の事業は、養鶏や野菜の栽培であり、農業が主体の事業であるため、要件を満たしています。

3項目は、議決権要件です。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要があります。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の過半を占めていますので、要件を満たしています。

4項目は、農業の常時従事要件です。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めていますので、要件を満たしています。

5項目は、農作業の常時従事要件（農地法第2条第3項第4号）です。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則、年間60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は、60日以上であり、要件を満たしています。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

次に、中島委員から説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。現在は、養鶏業を営んでいますが、新たに3,538.14m²の農地を耕作するものです。

申請地の耕作状況は、現在は野菜畠ですが、許可後も野菜畠、具体的にはのらぼうを栽培する予定であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、許可内容、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

5月19日に、大室推進委員とは別に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は、案内図のとおりであり、入間消防署西武分署の西側となります。

令和7年1月に農地法第5条の許可を得ており、造成内容の変更に伴う計画変更申請です。

既に施工されておりますが、計画変更の理由が施工方法の変更によるものであり、経緯も説明資料等にて示されていることから計画変更申請はやむを得ないものと思われます。ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

5月20日に、宮岡委員とは別に現地を確認いたしました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、以前、申請地の近接地で建設工事を行うため、従業員及び施工業者の駐車場を目的とした農地転用許可を得ましたが、一部申請内容に変更が生じたための申請でございます。

変更承認に係る検討事項について、ご説明いたします。

今回の変更内容につきましては、当初地盤の仕上げを鉄板敷で利用する計画でしたが、施工方法の見直しに伴い、土木シートを敷設する形へ変更申請を行うものです。

なお、その他の内容変更はございません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は承認申請の意見具申でありますので、承認相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年5月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第2回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番の設定する権利の種類は使用貸借権であり、内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は3年となります。なお、こちらの農地については農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号1番について、ご説明申し上げます。

5月21日に、宇津木推進委員とは別々に現地に出向き、状況の確認をしてまいりました。現地は案内図のとおり、二本木保育所の西側に位置する農地で、周辺も農地が広がっている区域となっております。現在は、サツマイモが整然と植付けされており、適正に管理されておりました。

尚、耕作者につきましては、宮寺地区を中心に露地野菜を作っておりますベテランの基幹農家であり、今後も野菜畠として耕作していくということなのですが、問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

5月21日、荻野委員とは別々に現地を確認しました。よく管理されていて支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

○議長

よろしいですか。

それでは、農業委員会としては「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、その他参考事項については、配布議案書のとおりです。

5月21日に、間野推進委員と別々に、現地確認を行いました。また、相続人の母親から話を伺ってまいりました。

申請地はほとんどが茶畠で、一部自家消費用の野菜畠で、管理された状態でした。

農機具については、普通トラック・耕運機・茶刈機など必要なものを所有しており、現地の耕作状況や農機具の所有状況から、相続税納税猶予の適格者証明を行うにあたり、特段問題はないと思われますが、ご審議くださいますよう宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

5月22日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

○議長

よろしいですか。

なければ質疑を終わります。申請者は農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第5号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、変更に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配布議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和7年5月1日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか、審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

5月21日に、申請地の状況などを確認してきました。

こちらの生産緑地はちょっと珍しい形での計画変更となっており、2名の方の農地が同一番号で生産緑地の指定がなされているところですが、今回案内図の左側の点線部分の農地を除くことになり、その土地について行為制限が解除になったため、その農地に関して周辺農地に与える影響についての審議となります。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域になっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

5月22日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

○議長

よろしいですかね。

それでは、農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし。」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし。」とすることに決定いたしました。

（農業振興課職員 前へ）

○議長

続いて、議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、議案について、事務局から説明願います。

○事務局

議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和7年4月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番から3番、当事者、土地の表示、除外事由（利用目的）、その他参考事項は、配布議案書のとおりとなります。併せて、議案配布時に入間農業振興地域整備計画変更説明書も同封しております。説明は以上でございます。

○議長

続いて、1番について、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の酒井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案番号1番、資料No.1をご覧ください。

所在地や面積、除外事由、概要につきましては、配布資料総括表のとおりになります。

申出者は、市内に事業所を置き、障害者支援施設を運営しております。今後の安定的な運営に向けて、就労継続支援施設B型事業所の指定申請を計画していますが、既存の事業所のままで、申請条件を満たしていないことから、移転して新たに事業所を建築する計画です。

土地の選定については、条件に見合う候補地がなかった中、計画地であれば、事業運営において環境的に適していることから選定したものです。

計画地においては、西側及び南側の隣接農地の境界には、コンクリートブロックとフェンスを設置し、雨水浸透柵も設置することから、農地への影響はないと考えられます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました、1番の就労継続支援施設について、皆様にご意見を伺います。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

就労継続支援施設は、どのくらいの面積の建物となっておりますか。

○農業振興課

建物の床面積で言いますと、225m²です。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

何人ぐらいの方が利用できる面積ですか。

○農業振興課

施設の定員としては20名を予定しております。

(岩田推進委員 挙手)

○農地利用最適化推進委員(岩田 浩君)

申請したNPO法人で現在、市内で作業場として利用されているということですか。それをこちらに移転するということでしょうか。

○農業振興課

おっしゃるとおりで、今も実際に行っている事業を移転するという形です。

○議長

ほかに何かございませんか。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

就労継続支援施設の「就労継続支援」について、簡潔に教えていただけますか。

○農業振興課

一般企業等において、雇用されることが困難な程度の障害のある方に対しまして、生産活動等の機会の提供ですとか、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う施設とされています。

○農業委員4番(中島伸吉君)

年齢制限というのは別にないですか。

○農業振興課

基本的には年齢制限というような形はとっていないようです。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

ありがとうございました。

○議長

よろしいですか。

それでは次に、2番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課、岸と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

議案番号 2 番、資料 2、6 ページをご覧ください。

所在地や面積、除外事由、概要につきましては、配布資料総括表のとおりになります。

申出者は、東京都下に本社を置き、入間市に2つの工場を置いて建築板金業を営んでおります。現在、資材置場の不足により受注を断っている状況のため、資材置場新設の計画をするものです。

土地の選定につきましては、条件に見合う候補地がなかったことに加え、計画者の2つの入間市工場から近いところから、利便性についてもすぐれているため、選定したものです。

隣接している西側農地との境界には鋼板を設置し、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました2番の資材置場について、皆様にご意見を伺います。

（清水委員 挙手）

○農業委員 3 番（清水 昇君）

計画しているこの東側の道路なのですが、幅員はどのくらいなのですか。

○農業振興課

東側接道の幅員は 5.9 m です。

○農業委員 3 番（清水 昇君）

では、それ違いできるのですかね。砂利道ですか、舗装道路ですか。

○農業振興課

それ違いできると考えられます。舗装道路です。

○議長

ほかにございませんか。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

接道の反対側の西側部分は畠ですか。

○農業振興課

西側は畠になります、鋼板を設置する予定です。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

高さはどのくらいですか。

○農業振興課

資料の9ページをご覧いただくと、左側に囲い鉄板(ガード鋼板)と記載されていて、
このような形で設置すると聞いております。

○議長

よろしいですか。

それでは、次に3番について、説明を願います。

○農業振興課

議案番号3番、資料3、10ページをご覧ください。

こちらについても、所在地、面積、除外事由、概要につきましては、1ページの配付資料
のとおりになります。農地種別に関しては、第1種農地です。

申出者は、現在借家にて婚約者と居住しておりますが、将来の育児や親の介護を考慮し、
実家近くの親所有の農地に、住宅建築の計画をするものです。

土地の選定については、他に条件の見合う候補地がなかったため選定したものです。

こちらについては、隣接する農地はないため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました3番の自己用住宅について、皆様に
ご意見を伺います。

(清水委員 挙手)

○農業委員 3番 (清水 昇君)

浄化槽の関係なのですから、ここはどちらになるのですか。

○農業振興課

こちらは汲み取りと聞いております。

(久保田委員 挙手)

○農業委員 10番 (久保田勝君)

両側は家が建っているのですか。

○農業振興課

そうですね。現地確認の際に、両側に家があるのを確認しております。

○農業委員 10番 (久保田勝君)

ちょっと変な質問なのですが、土地の筆の切り方が変則的な形に見えるのですが。

○農業振興課

私の方も、ちょっと間を残す、脇を残す形となっており、申請者の方といずれか一方に寄せるようお願いしたところですが、農地所有者側から、風通しを良くしたいということで、空けたいとのことで県の方にも伝えてあります。

○農業委員 10番 (久保田勝君)

残りの農地について、もう何年か経って、新たに開発とか可能となるのでしょうか。

○農業振興課

そこまで確認しておりませんが、筆の切り方については先程申し上げた理由で空けるというふうにはなっております。

○事務局

すみません。今の久保田委員のお話について、私の方も同じように農業振興課の方に指摘させていただき、農業振興課経由で代理人の方に問い合わせした回答が今の中といたしました。

○農業委員 10番 (久保田勝君)

はい。

○議長

ほかにございますか。

(清水委員 挙手)

○農業委員3番(清水 昇君)

そうすると、この宅地から両サイド空いているところは畠とみなしていいのですか。

○農業振興課

はい。畠として利用する予定です。

○議長

ほかに何かございますか。よろしいですかね。

それでは、質疑応答も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第7号 宮寺・二本木地区地域計画案についての農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、宮寺・二本木地区地域計画案について農業振興課より説明を受け、皆様からご意見をいただきたいと思います。

計画に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

引き続き農業振興課、岸にて説明させていただきます。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

宮寺・二本木地区地域計画及び目標地図案については、別紙2・別紙3のとおりになります。こちらの資料については、個人情報保護の観点より、総会終了後回収させていただきますのでご承知おきください。

令和7年2月21日に、宮寺・二本木地区にて営農されている農業者様へ、通知を送付させていただき、担い手への位置付けに関する希望調査及び、協議の場の開催について通知をさせていただきました。

3月21日には、宮寺・二本木地区センターで協議の場を設けさせていただき、様々な意見をいただいた次第でございます。

担い手への位置付けに関しては、通知を見て連絡いただいた方を反映させていただいておりまして、ただ、皆様の耳に情報が行き届いていないこともありますので、市としても周知を強化し、こちらの目標地図の色塗りについて、精度の高い目標地図の完成に努めたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、6月上旬からの2週間の縦覧を経て、6月末頃には、これで策定の予定となっております。

繰り返しにはなるのですけども、地域計画策定後も見直しは可能となりますので、お知り合いなどに、この地区で農地を耕作されている方、新たにもう10年後もやろうと思っているという方がいましたら、農業振興課まで案内いただけますと幸いでございます。

また別件ではございますが、今年は農業振興地域の金子地区、東金子地区、藤沢地区の地域計画の策定を予定しております。先日の協議会でいただいた意見を受け、1度の協議の場で進むよう調整して参ります。簡単ではございますが、以上説明となります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明について、皆様にご意見を伺いたいと思います。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番（久保田勝君）

宮寺・二本木地区は集まってそういう場を設けたのか、それとも別の方法を取ったのか。

○農業振興課

一度、協議の場の開催通知は出させていただいて、都合の合わない方も多くおられましたが、当日出席された方と市の方で協議をしたというような形です。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

通知を出したのは何名ぐらいで、そのうち何名の方が出席したのですか。

○農業振興課

出席者は 10 名ほどで、おおよそになってしまふのですけども、18 名程に通知書を出させて頂きまして、宮寺・二本木地区のこの地図の中に居住されている、耕作されている方で名前が挙げられた方に対して送った次第です。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

その会議というのは、平日の日中なのか、夜なのか。何時ごろからやったのですか。

○農業振興課

今回この宮寺・二本木地区に関しては、3月 21 日の平日、午後 2 時から行わせていただきました。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

時間的には何時間ぐらいですか。

○農業振興課

午後 2 時ごろから始めて、3 時半ぐらいまでだったと記憶しております。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

他でやる場合も、やっぱり平日の同じくらいの時間にやるのですか。例えば夜の方が集まりやすいので、2 時間ぐらいだったら午後 6 時とか 7 時からの方が集まりやすいと思うのですけども。

○農業振興課

そうですね。次の協議の場に関しては、こちらの方でちょっとまだ計画段階ではあるんですけども、金子・東金子・藤沢の方、すべての皆様に、こちらの把握している限りですけども通知を送る予定となっておりますので、なるべく集まれる時間帯での調整を図りたいと思っております。

○議長

ほかにございますか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

(農業振興課職員 退席)

○議長

続いて、議案第8号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに、議案を朗読させていただきます。

議案第8号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について。

別紙4のとおり。

続きまして、説明に入らせていただきます。

「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」につきましては、今まで毎月総会時にお預かりしました委員活動記録簿や、4月の農業委員会総会時にお預かりした委員さんの個人点検評価を基に、令和6年度の一年間の活動状況に基づき今回の別紙4にて取りまとめた令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）として、今月の総会において協議いただくものです。

概要につきましては、2ページの（ローマ数字Ⅱの）最適化活動の実施状況についての、

1 最適化活動の成果目標の（1）農地の集積については、①現状及び課題の管内農地面積825ヘクタールに対して、③実績の今年度末の集積面積222.88ヘクタールとなっており、今年度末の集積率は27.0パーセントとなっております。

また、（2）の遊休農地の発生防止・解消については②目標ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消で、緑区分の遊休農地の解消目標面積0.72ヘクタールに対して、3ページ③実績の今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積1.03ヘクタールとなっております。

この他、2 最適化活動の活動目標について、また、最終ページには事務の実施状況を記入してございますので、ご確認ください。

これらのことと踏まえた上で、別紙4の内容を農業委員会の令和6年度の最終的な評価として決定することについてご審議をお願いするものでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合におきましては、この点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

説明については以上となります。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（清水委員 挙手）

○農業委員3番（清水昇君）

違反転用の対応なのですが、1件持っています、長年において現地確認に行ったり、本人に会ったりもしているのですが、なかなか解消に至っていない場合、どのような対策や対応をしたらいいのかアドバイスがあれば教えてもらえますか。

○事務局

事務局としましても、通知などを出して是正を促しているところですが、必要に応じて県と調整したり、農振農用地区域内であれば、農業振興課や生活環境課などとも連携して、是正して頂けるよう調整して進めているところでございます。

○農業委員3番（清水昇君）

その場合、転用された農地の課税対象について現況課税はどのような形になるのですかね。

○事務局

課税につきましては、あくまでも手続きの有無にかかわらず、現況が宅地か雑種地になっている場合、課税については1月1日現在の状況で市の資産税課の方で判断するものです。

ただ、現況地目とは別に農業委員会の方で手続きしないものにつきましては、是正して正規の手続きを促すように指導しているところでございます。

○農業委員3番（清水昇君）

畠だか山林だか分からぬよう農地が1筆ある。畠となっているけど、木が大きく育ってしまっているのですが。

○事務局

そこについては、雑種地とまでは言えない状況なのですが、うちの方としても通知を出すなり電話連絡をするなり是正を促しているところです。

○農業委員3番（清水昇君）

それがなかなか言うこと聞いてくれないのですよね。

うちも困ってしまっているのだけど、余りにも酷い時があるので。

○事務局

事情の方は重々承知しております。

○農業委員3番（清水昇君）

事務局の方が承知していても、我々も引き継いだ時にそういうのがあるのも知らなくて、パトロール行ったらこうなっていたので、それを何とか解消しようとはしているのですけども、なかなかあまり強制的な手段も取れないだろうし、難しいところなのですよね。農業委員としてはどうしたらいいですかね。

○事務局

個別に調整させてください。

○農業委員3番（清水昇君）

はい。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

関連してですが、年度末時点の違反転用面積が6,300m²とありますが、この違反転用の捉え方と、件数としては何件になるのか教えてください。

○事務局

細かい資料がちょっと手元にないのですが、確か件数としては5件です。

違反の捉え方につきましては、簡単に申し上げますと、畠を手続きせずに建築物を建てたりとか、資材を置き、山みたいになっているところがあつたりするところでございます。

○農業委員9番（荻野実君）

それは自分で調査というか、市内を巡回したときに、目についたようなものを捉えている感じですか。

○事務局

そうですね。いちばん最後にあるローマ数字Ⅲ 4 の違反転用への対応につきましては、5 ~ 10年継続して残っているものが6,300m²となっております。

○農業委員9番（荻野実君）

住民や農業者から報告があって、事務局の方で確認をしに行った時に、本来であれば建物も何も建っていない筈のところに建築物が建っている、とかそういうような捉え方ですか。

○事務局

そうですね。期間の長いものですともう20年ぐらい前に法的な手続きをせずに、土砂だとか入れてしまつて山みたいになっているところが1件と、あと資材置場みたいに使つてゐるところが2件、先ほど申し上げたのが1件と、あと手続きせずに盛土したところが1件で、それで合計5件といった形です。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

一つ確認ですが、最初のページの耕地面積のことなのですけれども、耕地面積825ヘクタールというのは入間市全体のものですか。

○事務局

今、宮岡委員がおっしゃいました、畠824ヘクタールにつきましては農林業センサスというものを、国の方で5年に一度行つてゐる統計がベースの数字になりますので、うちの方の農家台帳の数字とは若干異なる数字になります。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

なんかあまり変わらない気がするのですけども、耕地面積を減らさないようにと言いながら、結構工業団地等ができて減つてゐるのではないかと思うのですが。

○事務局

この825ヘクタールについては、5年に一度行つてゐる農林業センサスに基づく数値でするので、来年か再来年には変わるかと思います。

○議長

他にありますか。よろしいですかね。

それでは、お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については1件、農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時17分